流域治水の概要

1 概要

国は、令和元年東日本台風など近年の激甚な水害の発生、さらには、今後の気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されることを踏まえ、これまでの河川・下水道等による治水対策に加え、河川流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害の軽減を図る「流域治水」への転換を進めている。

本市においては、二級水系のうち河川整備計画に基づき河川整備を予定している夏井川・鮫川及び藤原川の3水系について、河川管理者である県や流域市町村と連携しながら、河川改修等のハード整備や避難・水防等のソフト施策の全体像を示した「流域治水プロジェクト」を策定し、水害の防止・軽減に向けた取り組みを推進する。

2 主な経過

<国>

- R2.1 「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」の策定・公表(国土交通省)
- R2.7 社会資本整備審議会の答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方」公表
- R2.10「二級水系における流域治水プロジェクトの推進について」(国交省から都道府県へ通知)
- R3.3 全国 109 一級水系の「流域治水プロジェクト」を策定・公表

<県・市>

- R3.4 第1回夏井川·鮫川流域治水協議会(協議会設置 4/21)
- R3.7 第2回夏井川・鮫川流域治水協議会(プロジェクト素案協議 7/2)
- R3.8 第3回夏井川・鮫川流域治水協議会(プロジェクト案協議、策定、公表 8/26)
- R3.12 第1回藤原川流域治水協議会(協議会設置、プロジェクト素案協議 12/27)
- R4.2 第2回藤原川流域治水協議会(プロジェクト案協議、策定 2/10 公表 2/18)

「流域治水」の施策のイメージ

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、 「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフトー体で多層的に進める。

